

第30回軽米町議会定例会平成31年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成31年 3月 6日(月)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 二戸地区広域行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町森林環境整備基金条例
- 議案第 4号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 平成30年度軽米町一般会計補正予算(第7号)
- 議案第 7号 平成30年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 8号 平成31年度軽米町一般会計予算

○出席委員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 中里宜博君 | 2番 | 中村正志君 |
| 3番 | 田村せつ君 | 4番 | 川原木芳蔵君 |
| 6番 | 舘坂久人君 | 7番 | 茶屋隆君 |
| 8番 | 大村税君 | 9番 | 松浦満雄君 |
| 10番 | 本田秀一君 | 11番 | 細谷地多門君 |
| 13番 | 山本幸男君 | | |

議長 松浦 求 君（同席）

○欠席委員（2名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 5番 | 上山勝志君 | 12番 | 古舘機智男君 |
|----|-------|-----|--------|

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | | | | |
|-----------|----------|-------|--------|-------|
| 町 | 長 | 山本賢一君 | | |
| 副 | 町 | 長 | 藤川敏彦君 | |
| 総務課 | 総括課 | 長 | 吉岡靖君 | |
| 総務課 | 企画担当課 | 長 | 梅木勝彦君 | |
| 総務課 | 総務担当課 | 長 | 小笠原達夫君 | |
| 会計管理者兼 | 税務会計課 | 総括課 | 長 | 小笠原亨君 |
| 税務会計課 | 課税担当課 | 長 | 福島貴浩君 | |
| 税務会計課 | 収納・会計担当課 | 長 | 松山篤君 | |
| 町民生活課 | 総括課 | 長 | 川島康夫君 | |
| 町民生活課 | 総合窓口担当課 | 長 | 福田浩司君 | |
| 健康福祉課 | 総括課 | 長 | 坂下浩志君 | |
| 健康福祉課 | 福祉担当課 | 長 | 角田貴浩君 | |
| 健康福祉課 | 健康づくり担当課 | 長 | 大西昇君 | |
| 産業振興課 | 総括課 | 長 | 小林浩君 | |
| 産業振興課 | 農政企画担当課 | 長 | 長瀬設男君 | |
| 産業振興課 | 農林振興担当課 | 長 | 日脇邦昭君 | |
| 産業振興課 | 商工観光担当課 | 長 | 畑中幸夫君 | |
| 地域整備課 | 総括課 | 長 | 川原木純二君 | |
| 地域整備課 | 環境整備担当課 | 長 | 江刺家雅弘君 | |
| 地域整備課 | 上下水道担当課 | 長 | 中村勇雄君 | |
| 再生可能エネルギー | 推進室 | 長 | 戸田沢光彦君 | |

水道事業所長
教育委員会教育長
教育委員会事務局総括次長
教育委員会事務局教育総務担当次長
教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会会長
農業委員会事務局長
監査委員
監査委員事務局長

川原木 純 二 君
菅 波 俊 美 君
堀 米 豊 樹 君
工 藤 薫 君
大清水 一 敬 君
吉 岡 靖 君
西 舘 徳 松 君
小 林 浩 君
竹 下 光 雄 君
小 林 千鶴子 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長
議会事務局 主査
議会事務局 主任

小 林 千鶴子 君
鶴 飼 義 信 君
川 島 幸 徳 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（松浦満雄君） ただいまから平成31年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を開会いたします。

この委員会は、本日から12日午前中までの予定です。皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は11人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の欠席委員は古舘委員、上山委員、それから午後は本田委員がお休みということになっております。

（午前10時00分）

○委員長（松浦満雄君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第14号までの14件です。

本日の議案審議の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第14号まで議案1件ごとに審査し、審査終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することといたしたいと思っております。

提案説明は本会議で終了しておりますので、議案番号順に補足説明があれば補足をお願いし、なければ質疑から入りたいと思っております。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ありがとうございます。

◎議案第1号の審査

○委員長（松浦満雄君） 議案第1号を議題とします。

議案第1号について補足説明があればお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第1号の提案理由につきましては、要点をまとめるというふうなことでご説明させていただいたところです。

ただ、今回の議案、条ごとに見ていくとなかなかわかりづらい部分があるということで、本日議案第1号の関係資料ということで、二戸地区広域行政事務組合の規約変更の概要という資料を出させていただいております。それに基づきまして若干補足させていただきたいと思っております。

まず、今回の規約改正は、提案理由の中でも申し上げましたとおり3つの要点にまとめることができるものであります。クリーンセンターの改修事業等、ごみ処

理とかし尿処理の施設の設置に係る負担割合を改めて設定します。それとあと、消防本部の管理運営経費に係る分の負担割合も見直しが行われたと。その他、用語、条項、現状に見合わない部分の見直しが行われたというものでございます。

1番目に、クリーンセンターの改修事業等に係る負担割合の設定でございますが、これまでそれぞれの市町村の負担割合は均等割として20%、それを市町村で等分に負担します。あと、人口割80%として計算されていたものでございますけれども、それにゴミ処理施設やし尿処理施設、一般廃棄物最終処分場の設置、これは建設改修事業といたしますが、それに処理量割が加わったというふうなことでございます。これが18条第5項として新たに追加されたもの。

続きまして、第18条第1項及び第2項で、施設の建設に係る原則的な負担割合を18条の第1項で定めて、例外として第2項で消防庁舎等を除外していたものでございますが、5項を追加したことに伴い、2項についても1項の除外を設けたわけではなくて、改めて消防署分署の庁舎等として特定して条項が改められたものでございます。

附則の関係でございますが、第2項、第1項において、施行期日、平成31年4月1日と規定しておりますが、これまで平成30年度までに実施した事業に係る負担割合は改正前の均等割2割、人口割8割としてそのまま適用されますよというふうなことでございます。

この関係で、当町への影響がどのぐらいになるかというのは、めくっていただきまして、表形式の清掃事業施設の建設負担金試算でございます。これは、平成31年度から本格的にクリーンセンターの焼却炉の延命化工事が始められるわけでございますが、それが平成33年度までの予定でございます。工事費が29億8,252万6,000円、そのうち半分を交付金でいただく、残りをそれぞれの市町村で分担し合うというものでございますが、現行の場合、軽米町は2億7,481万6,000円、負担割合にして18.4%であるものが、今回の改正によりまして2億5,837万3,000円、17.3%と、額にして1,644万3,000円の減額になるというふうなことでございます。

なお、工事費等は平成31年度の当初予算の見積もり金額に応じて試算しているものでございます。

済みませんが、お戻りいただきまして、2番目の消防本部の管理運営経費に係る負担割合の見直し、これにつきましては本則で定められておりますが、附則第3項が今回の関係で改正されますが、消防本部と消防署・分署の管理運営経費につきましては第17条第1項と第2項により、均等割を10分の2それぞれ負担することとしておりますが、平成17年12月の改正、これは二戸市と浄法寺町の合併に伴うときの改正でございますが、附則第2項において、当分の間二戸市は

旧二戸市と旧浄法寺町の合算額を負担されていることとされておりました。具体的には2割が均等割なのですが、そのうちの4割を二戸市が負担し、他市町村が残りの6割を分担するというふうなものでございました。今回の附則の改正により、消防本部のところにつきましては、本則に基づいた均等割2割、人口割8割とする、均等割の2割の部分は他市町村それぞれ等分で負担しますよというふうなことにすることとして、これまでの改正のところは平成37年度までにしますよというふうなことです。これによって、本則どおりの負担割合が平成33年度からの適用としますよというふうな内容になってございます。

これについての影響ですが、先ほどの表形式の下のほうでございます。消防経費の負担割合について、平成33年度からということでございます。ただ、これは平成30年度の消防本部費の予算に基づくもので試算されたものでございますが、軽米町、ほか一戸町、九戸村とも250万円弱負担が増します。二戸市については750万円弱が減額となるものですよというふうな内容でございます。

第17条第2号の改正につきましては、現行の規定のままだと消防署・分署に係る経費の均等割もそれぞれ2割となってしまいますので、消防署・分署に係る分については現行どおり消防署・分署の数の割合により、二戸市においては浄法寺分署の分も含めて、これまでどおり負担していただきますよというふうな内容でございます。

3の用語、条項の見直しにつきましては、今までの約款につきましては建設という用語が使われておりましたけれども、もう既に施設としては建設されている、今後は建設もあり得るわけなのですが、改修等が主体になってくると。今の建設の用語ではなじまないということで、それらを改修を含む用語として「設置」として変更するものでございます。

あと、第17条の第1号、現行で第3条第1号に定める事務に要する経費というところがありますけれども、これは二戸地区広域市町村圏計画の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する事務という内容であったようでございますが、その事務の規定は平成22年度の改正時に削除されておりました。それにあわせて本来その引用部分も削除されるべきであったものでございますが、そのまま残っていたため、今回の改正にあわせて削除するというふうなものでございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 関連の質問ですが、課長の二戸広域の各自治体の旧浄法寺町も含め、何カ所あるわけだ。1市……

〔「5カ所」と言う者あり〕

- 11番（細谷地多門君） 5カ所か。それで、各それぞれの自治体に分署といいますか、二戸が消防本部になって、それから分かれといいますか、分署があるわけですが、やっぱり当然人口規模等の違いもあることから、分署員といいますか、職員の人数の構成ってどうなっているのですか。やっぱりそれなりに、例えば一戸町と軽米町を比較すれば向こうが人口が多いから、軽米より分署員の人数が多いのでしょうか。その辺、九戸村が若干人口が少ないために、軽米町や一戸町から見れば職員の数が少ないと。その比較というのだから、そういうのをちょっと後でいいですから、資料のようなのがあれば提供いただきたいなど、そう思っています。

それから、機能面。例えば有事の際の機能がありますよね、機械器具等の。それぞれ二戸が中心になって、消防本部でいろんな消防の設備があるわけですが、例えばタンク車が有事の際には二戸から来るとか、はしご車が来るとか、余り二戸以外の各分署にはない装備が二戸にはあろうかと思いますが、それらも私たちは把握する機会もなく、本当は自主的に出かけていって見学する機会を設ければいいのですが、そういうのはなかなか見たことがないという。そういう機能の部分はどうなっているのか。専門用語をしゃべられても私たちは把握できませんが、いろいろ建物が高くなっている関係で、能力といいますか、対応が足りているのでしょうか。その辺のことをちょっと説明いただければと思います。

- 委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 分署員の職員数ということなのですが、それについて人口割合もあるのかというご質問、それはちょっと済みません、後でご報告申し上げたいと思いますが、業務として救急対応、あと火災等の災害対応というふうなものがあるって、救急対応にも最低何人いなければならない、あと災害対応にも何人が必要であるというようなものがあるようですので、その辺ちょっと単純に人口割合ではないのかなというふうに感じております。

それとあと、消防署の機能でございます。それぞれの分署につきましては救急車、あとは水槽付きの消防車両とか、あとは司令車等がございますが、その他全体を統括する、全体に対応するものとして10トンの水槽付きの消防車両とか、あとははしご車、それとあと運搬車等がございます、それにつきましては二戸消防署のほうに配置して、それぞれの市町村のほうに対応しているというふうなことでございます。10トンの水槽付き消防車両につきましては昨年購入したわけですが、それぞれの市町村の火災時には出動しまして、二戸市の山林火災のときには大変活躍をしたということを知っております。

以上でございます。

- 11番（細谷地多門君） はしご車はどうか。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） はしご車は20年ぐらい前に配備されておりますが、実際の火災対応として出動した実績はないものと認識しております。ただ、かなり年数が経過しておりますので、消防本部のほうではその車両の更新も考えたいというふうに聞いております。

○委員長（松浦満雄君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） わかりました。後でまた最初の質問のことはお知らせいただきたいと思います。

関連で質問しますが、各自治体によって消防の機能といいますか、さまざま有事の際の想定したときの装備といいますか、それぞれの屯所が拠点になるわけですが、軽米も結構車両の数もあれば、屯所の数もあるというふうなことなのですが、ポンプ車から小型積載車までといいますと相当の数だと思います。また、そういう部分で屯所も斬新なデザインのものでいろいろあったりして、それぞれコンスタントには整備を軽米もやっている。町長も消防演習とか、あとは出初め式なんかでも訓示として挨拶するわけですが、その中でも消防の機能充実に努めてまいるというふうなことで挨拶して、当然といえば当然な話なのですが、私たち軽米もそうですし、近隣の二戸、他の自治体と比較して、軽米はどの程度の機能の整備がなされているのかなど。ほかのことはちょっと調査もしたことはないし、研究もしたことはないのですが、そういう部分では軽米は二戸管内ではどの辺、大体標準ぐらいだとか、いいほうだとかとさまざま、どの辺比較すればいいのかわかりませんが、そういう部分。いろいろ災害が突然発生すると、山あり平地あり、民家あり狭い路地ありというふうなことで、さまざま対応しなければならないのですが、防火施設の充足率というのだから、水槽の数等、いろいろ総合的といえれば変だけれども、そういったのを見た場合、軽米はどの辺の位置に管内では。充実しているのだから、その辺の度合い、お話しただけだと思います。ちょっと難しい、すぐ回答が出ないような、調べなければならないような質問かなと思っておりますが、まず答えられる範囲内で答えてください。よろしいですか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 細谷地委員のご指摘のとおり、防火施設、特に防火水槽とか消火栓の数等はちょっと他市町村と比較したものはございません。また、例えば消防車両の人口割合に対しての配備率とか、そういったデータもないわけですが、まずは消防車両に関して、ちょっと私的な感想になるかもしれませんが、消防演習の際にいろいろ軽米の場合は隣接の市町村だけではなくて、鶴田町のほうからも来ていただいたり、いろんなところから来ていただいて、その際観閲するわけでありまして、他市町村の方からは全体的に装備としては新しいような感じで感想を言っていたというふう感じております。

それとあと、屯所、軽米町としてはコミュニティセンターというふうな形で会議室等も有した施設になっておりますが、例えば九戸村の状況しか私も聞いていませんけれども、軽米の場合はそういった屯所も全て町の経費で順次更新してきたわけですが、九戸村等であれば消防車両に関してもそうなのですが、例えば地元で半分を負担する、そしてその準備ができて村でも初めて対応するというふうな状況のようでございますので、その点軽米町はそういった施設の管理とか更新等は計画的に行われているほうなのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○11番（細谷地多門君） いいです。

○委員長（松浦満雄君） それでは、ほかに。

中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっとわからないのでお聞きしたいのですけれども、まず1つ目は、今クリーンセンター改修事業に係っての負担割合を設定したということは、今までもそれがあったというふうにこれを見ると理解するのですけれども、改修事業に係っての負担についてはいつから……多分クリーンセンターそのものの維持管理費というか、それはまた別な形での負担金が出されているものかなと思って、別枠としてこれがあるように私感じるわけですが、それがいつごろから始まっていて、今改めて負担割合を変えたというふうな経過の部分を1つ。

あともう一つは数字のこと、処理量割が40%ということで、何年か前から町長がかなりごみの処理が多ければ多いほど負担割合が高いのですよということで、それを少なくするというところでいろんな手だてを軽米町なりにやられてきたというふうに思っています。今現在生ごみを別な形で処理をしたり、生ごみは特にも重いので、それを別にすることによって処理量が軽減されるとかというふうなことで私は理解していたのですけれども、この40%というふうに各市町村同じにすれば、ごみの処理が少なければ少ないほど軽米町の負担も少なくなるのかなというふうに理解するわけですが、この数字そのものが一戸町よりは少なくとかあるわけですが、果たして今までの地道な活動といいますか、その辺のごみを軽減してきた努力がこの数字にあらわれてきているのかなということをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 従来ごみ焼却費の維持費にかかわる分については均等割と処理量等で算定されておりましたし、それから当初クリーンセンター建設の際は今までの規約にあったとおり2割の均等割と8割の人口割で算定されてきたものなのですが、今回大規模な改修工事を進めるに当たって、やはりごみの排出量を考慮しないと、一戸町とか当町みたいに一生懸命生ごみ等の減量化に取り

組んでいる市町村の公平感に欠けるというふうな議論が2年ぐらい前からありまして、今回ある程度ごみの減量化に対するインセンティブを設けましょうというふうなことで、処理量割を入れたものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） それで、建設費のための負担金はいつから始まったのかということと、もう一つは、軽米町の負担割合が2億5,837万3,000円というふうな、今までよりは1,600万円ほど減額になっているのだけれども、この数字をどのように理解すればいいのか。今までの軽米町の努力がそのまま反映されて、ほかと比べて少なくなっていますよということなのか、負担割合をどのようにお感じになっているか。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 負担割合の変更は今回の延命化工事に伴うもので、平成31年4月から実施するものです。今までの改修工事に当たっては、均等割と人口割で負担してきました。

それから、今回の処理量割導入に伴う減額なのですが、まだ正確な分析は出ないのですけれども……

○2番（中村正志君） いいですよ、後でも。一般会計のときでもいいですよ。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） もともと軽米町の1人当たりの処理量は少ないのです、他の4市町村と比べて。加えて、数年前から生ごみの分別収集をしているというふうなこと等もありまして、かなり4市町村と比較しても1人当たりの処理量は少ないと思っています。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） では、今のその比較に関してはどうせ一般会計のほうでも同様な部分が出てくるかと思しますので、そのときにちょっと数字等をほかと比較して説明いただければと思います。

それでは、今言った建設負担金が今までの条項を変えたということだから、今までも同じ建設負担金があったのかなと思っていただけです。ではなく、今新たに延命化工事をやるがためだけに今のこれを変えたという。その前も建設の負担金があったという、今までの建設負担金は何だった……同じ工事をやろうとしているための負担金が今までと来年度から変わったというふうに理解していたのですけれども、そこは。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 当時の建設の際は均等割と、それから人口割のみの算定ですが、今回の延命化工事に伴って……

○2番（中村正志君） では、工事が別だということね。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 負担割合を……

○2番（中村正志君） 工事そのものが別だと……

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは再開して、中村委員からどうぞ。今の話を聞いて。

○2番（中村正志君） 今延命化工事をやるという、工事の負担の割合というかな、それと前の建設工事の関係等も同じで来ていて、今延命化工事をやるからこれは負担割合を変える、前のやつはもう終わっているのでしょうと私は言っているのです。というのは、今大村委員がおっしゃられたように、前8市町村全部やろうと議論があったとありましたよね。それもなしになりましたよと、だったらそこで負担割合というか、それはそれで条項の中にあったかもしれないけれども、そういうふうなものに対しての軽米から出している部分はもう終わっていたのでしょうねと。今新たにまた来年度からこういう割合をつくって、軽米町で新たに金を出すのでしょうか、それとも別になっているのかということ。

○委員長（松浦満雄君） 平成33年度から新たな制度がスタートするということですか。町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） はい、そのとおりでございます。平成31年4月以降からの延命化工事に伴って負担割合を変えましょうということ。

○2番（中村正志君） 新たに始まるということ。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） そうです。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

〔「休憩だ、休憩」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは再開して、答弁を。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 経緯は今お話あったとおりですので、市町村で進めておったのが中断というか、破談になりまして、新しく二戸地域でクリーンセンターの問題を議論した中で、新しくやるよりは延命でやろうというふうなことで決まりまして、そして何とか交付金をいただくような手だて等も決まりまして、その中で今回はその負担割合を新しく処理量も入れようというふうなことで、これから改修だろ

うが新しく建設しようが、処理量も含めてそれぞれの負担割合を算定するというふうな案でございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） では、山本委員。

○13番（山本幸男君） 大分頭に入ってきましたが、いずれそういう形で大規模改修というような計画、その大規模改修というのはどんな形の改修なのか。延命、その内容について、それを平成33年度までやるというふうに理解すればいいのですか。それが第1点と。

それから、大規模改修の間は、工事期間中はどこでごみの処理というようなのはやる予定になっておりますか。その点はわかったらお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 今回の改修工事は、ほぼ焼却炉の全体に及ぶものになります。例えば燃焼設備でしたりだとか、燃焼ガスの冷却設備、それから排ガス処理設備等、ほぼ全般にわたるものになります。実際工事は来年10月ごろからスタートするのですが、その間は九戸村の第2クリーンセンターのほうへごみは搬入することになります。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） わかりました。それで、軽米町の取り組みですが、二、三年前は一戸町がまず先導したのかな、ごみのゼロを目指して頑張ろうというような呼びかけがあって、私たちも四国だか九州だかの町村を視察したのですが、女性の講師の方が来て、さまざま勉強したというようなことがあります。だから、一戸、軽米を中心としてごみゼロ、量を少なくする、そうすることによって負担も少なくなるというようなことでしたのですが、このごろはそのスローガンが割合と置き去りになりまして、出し放題と言えばなんですが、そんなのはそれぞれ町民の力量によって対応するというような形になってきたのかなというような感じ。分別についても、それからビニールの関係等についても緩和されてというようなことになったわけです。ここでまた処理量云々というのが出てきたことによって、そういう対応をしていこうというようなスタートと理解していいですか。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 委員ご指摘のとおり、最近では分別等も若干、混合ごみが多くなるような状況もあると思っています。今般の予算の中で、改めて分別収集用のポスターを作成する予算等を計上させておりますので、これを契機に再度分別の徹底だとか、あとは生ごみを出すときの水切りの徹底等を呼びかけしていきたいと。

- 委員長（松浦満雄君） 山本委員。
- 13番（山本幸男君） わかりましたが、ただごみゼロの呼びかけから余りこだわらない政策の転換というのは、割と行政の説明も対応も怠慢であったような感じがする。せっかく機運が盛り上がったのに水をかけて去っていったという感じを町長、私は受けました。前はよく茶屋議員がそれについて発言しておりましたが、そんない転換期をまた戻して、また取り上げていくというような形、ちょっと対応がまずいのではないかなというような感じを受けますが、どうですか。
- 委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。
- 町長（山本賢一君） いずれごみの分別、それからごみをどんどん減らそうという機運そのものは、決して私は揺るぎないというふうに思っておりますし、また今後もそういったものは目指すべきだというふうに思っております。いろいろ取り上げ方といいますか、感じ方の違いかもしれませんが、私としては以前と同じで、ごみの減量化にはこれからも邁進するつもりでおります。
- 以上でございます。
- 委員長（松浦満雄君） 議論が出尽くしましたでしょうか。ほかにありませんよね。
- 〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（松浦満雄君） ありがとうございます。

◎議案第2号の審査

- 委員長（松浦満雄君） それでは、議案第2号を議題といたします。
- 議案第2号について補足説明があればお願いいたします。
- 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 補足ということも特にございませんが、いずれ内容といたしましては農業委員、あとは農地利用最適化推進委員について、活動実績に応じた能率給を加算して支給することとしたいということで、今回提案させていただいております。
- 細部につきましては、産業振興課の総括課長のほうから説明させていただきます。
- 委員長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） お手元に配付しております資料のほうをごらんください。軽米町農業委員会の委員等の報酬に係る特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の改正についてでございます。
- 改正の理由でございますけれども、これまでは年額報酬のみとさせていただいておりました。この背景でございますけれども、12月の定数改正条例のときもご説明申し上げましたけれども、国、県からの指導等によりまして、今後ますます農地の最適化に関する活動を活発化させていかなければいけないということで、

定員を18名から20名に同意をいただきました。

これまでの制度でございますけれども、国では農地の最適化に係る活動等に対して交付金制度がございます。軽米町では、これまではこの交付金を受給しておりません。その理由といたしましては、平成28年4月、法改正と同時に新体制に移行した県内の市町村は8市町村ございますが、ちょっと交付金制度のほうは法改正と同時に施行にはなったのですが、その中身がなかなか確立されていかなかったこともあり、どのような活動に対して交付金を支払われるのか、その辺がはっきりしなかったものでございますので、農業委員会の総会の中で委員たちの意見もお伺いしながら、3年間、今月末までの1期目の任期については各市町村の様子を見ながら、平成31年4月1日以降の2期目について、交付金について考えていきたいと思いますということでこれまでやってきたものでございます。そのような概要が1ページ目のほうに載せております。

2ページをごらんください。実際に交付金の内容でございます。農地利用最適化交付金事業の中には、活動実績に応じた活動実績交付金というものがございます。これは、農業委員、農地利用最適化推進委員が実際に活動した内容に基づいて交付金が交付されるものでございます。軽米町におきましても、その活動については1カ月ごとに総会のときに委員たちから活動の報告をいただいております。その内容を取りまとめて交付することになるわけでございますけれども、交付金には上限がございまして、1カ月1人当たり6,000円で、掛ける12カ月分という内容になります。

その次に、成果実績に応じた交付金というものがございます。これは内容が2つに分かれておりまして、1つ目といたしまして担い手への農地集積した面積、そして2つ目といたしまして遊休農地の発生防止・解消された面積に基づいて、国が定める算定式によりまして交付金が算定され、交付されるものでございます。その内容は、委員たちの人数掛ける上限が1カ月1万4,000円掛ける12カ月分となります。ただし、これは評価点というものがございます。これが国で定めた算定式でございますが、その下のほうに平成30年度の実績を使用いたしまして、試算してみたものでございます。担い手への農地集積でございますが、平成30年度分の集積面積は、中間に書かれております33.6ヘクタールでございます。一番左側の単年度集積基準面積127.9ヘクタール、これは下の米印のところに書いておりますけれども、この事例を最適化交付金の実施要綱に基づき算定された軽米町の基準の面積でございます。33.6を基準面積で割りますと26%という達成度になります。これが一番下の表にあわせていただきまして、40%未満の場合は評価点がゼロということでございます。

続きまして、遊休農地の発生防止・解消についての試算でございますが、解消し

た面積は9.1ヘクタール、あと左側に記載の単年度解消目標面積は、これも最適化交付金実施要綱に基づき算定された目標面積でございますが、15.4ヘクタール。9.1を15.4で割りますと59%になります。下の表からこの59%ということは、60%未満でございますので、評価点が2という数字になります。

これをもとにいたしまして、3ページをごらんください。平成30年度の活動実績等通知を用いて試算した額は、活動実績交付金は20人掛ける、この人数は活動実績は平成30年度のものを使用しております。委員たちの人数につきましては、4月1日以降の20人として試算しております。20人掛ける6,000円掛ける12カ月分で144万円でございます。成果実績でございますが、先ほどの国で定めた算定式に基づきまして、20人掛ける1万4,000円掛ける12カ月分、ただ評価点が2ですので、割る9で計算しますと約74万6,000円、合計で218万円ほどになります。

来年度以降からこういう交付申請を国に対して行って、交付金を委員たちの活動の実績に基づいて能率給として支給しようというものでございます。ただ、これは計算式で出されても、国の予算の範囲内での交付になりますので、必ずしも算定した金額全体がもらえるというものでもございません。若干少なくなるというような可能性もあると思います。

その使い道でございます。その下の表でございますけれども、一番右側でございます。活動実績分の144万円、成果実績分の約74万6,000円、合計218万6,000円ほどでございます。条例改正の同意をいただいて、委員たちの人数、定員が2名ふえております。年額報酬は24万1,000円でございます。2人分で48万2,000円。現行制度から新制度でふえた定数の分については、年額報酬にも使用していいという国の規定がございますので、年額報酬分の48万2,000円は年額報酬のほうに回させていただきます。残りの約170万4,000円、これを能率給として委員たちの活動に応じて支給しようとするものでございます。1人当たり約8万5,000円とありますが、これは均等割で20人で除した場合の金額でございます。

その下でございます。上限額を試算したものでございます。活動実績分は変わらず144万円でございます。成果実績分ですが、これを国が定める、前のページの一番高い評価点を、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消が130%以上もし達成された場合、13点と13点で26点になります。これで計算いたしますと、成果実績分で約970万円になって、交付金額が1,100万円ほどいただけるというものでございますが、この数字はあくまでも上限額の試算であって、なかなかハードルが高いもので、達成するには大変なことだと考えてお

ります。

いずれにいたしましても、議案第2号でございますが、国の予算の範囲内で支給される交付金を能率給として、年度末に委員たちの活動の実績に応じて追加支給するための条例の改正でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「委員長、これはだめだ、休憩」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 休憩ですか。休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） なければ、向こうの正面の時計で10分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、再開いたします。

◎議案第3号の審査

○委員長（松浦満雄君） 議案第3号を議題といたします。

議案第3号について補足説明があればお願いいたします。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 議案第3号 軽米町森林環境整備基金条例、これにつきましてもお手元に資料を配付しておりますので、そちらのほうをごらんください。

国のほうでインターネット等を出している資料でございますが、簡単に森林環境税と森林環境譲与税についてご説明いたします。これは仮称がついておりますが、国会のほうを通りましたので、仮称はなくなります。

内容でございますけれども、枠の中について簡単に説明いたします。森林環境税でございますけれども、国内に住所を有する個人に対して課税する国税となります。税率は年額1,000円となります。市町村が個人住民税とあわせて賦課徴収いたします。そうした上で都道府県を経由して、国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むものでございます。この法律は平成36年から課税されるこ

とになります。

今の議案のほうにかかわる環境譲与税でございますけれども、森林環境譲与税は森林環境税の収入額に相当する額といたしまして、市町村及び都道府県に対して譲与されるものでございます。市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければいけないと規定されております。市町村等は、使途等については公表しなければいけないとなっております。森林環境譲与税は、平成31年4月1日から施行されることとなります。

次のページでございますけれども、簡単な譲与割合及び基準についての資料でございます。真ん中の棒グラフなのでございますけれども、平成31年度から平成33年度までは200億円が都道府県及び市町村に対して交付されます。その割合は、その下の表についているとおりとなります。市町村分は160億円、都道府県分は40億円というように平成34年度から平成36年度は300億円、平成37年度から平成40年度は400億円、最終的に平成45年度から600億円とするものでございます。この真ん中の棒グラフのところなのですが、チェックになっている200億円、300億円の部分ですが、これは平成35年度まで財源がございません。譲与税は平成36年度からの施行になります。右側のほうに白抜きで200億円、あるいは平成41年度からは100億円となっておりますが、これを平成31年度から平成35年度までの間の財源に返済するものに使うということでございます。平成35年度は借入れにより譲与税を市町村に譲与することになります。

一番下でございますけれども、市町村の譲与額の算定でございます。それぞれの200億円、300億円、最終的に600億円、これを50%は私有林人工林面積の割合とします。20%は林業就業者数、30%分については人口割ということになります。平成31年度に軽米町に譲与される額は、国が定めた現在の算定式に基づきますと1,100万円と試算しております。平成31年度の一般会計にこの1,100万円の歳入と、あとは歳出を計上させていただきました。歳出の内容といたしましては、今後森林整備を行っていく上で必要となってくる林地台帳の整備、森林の面積であったり所有者であったり、そのようなものを台帳化していく、その作成及び修正等にかかわる臨時職員の賃金に充当する予定としております。あとは、31路線の林道がございますけれども、約80キロほどでございますが、その草刈り等の維持管理、これにも使用することが可能とされておりますので、林道の草刈り業務のほうにも充当していきたいと考えております。残りの600万円弱でございますが、これを基金として積み立てたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第4号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第4号を議題とします。

議案第4号について補足説明があればお願いいたします。

地域整備課総括課長、川原木純二君。

○地域整備課総括課長（川原木純二君） 占用料の料金についてでございますけれども、これは岩手県の占用料徴収条例の金額と合わせております。それで、県では第1級地、第2級地、第3級地という区分をしており、軽米町は第3級地に該当しております。毎回同じような形で料金を設定しております。

あと、大きく今までと変わったのが、備考欄にもついておりますけれども、今まで1平方メートル以下の面積について切り上げで徴収しておりましたものを、0.01以下を切り捨てした細かい数字で計算する改正になっております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 総括課長の説明は改正されましたと言いますが、改悪されたのではないか。

○委員長（松浦満雄君） 起立してお願いします。指名しました。

○13番（山本幸男君） 料金の関係で比較しますと、例えば一番上が380円から360円になるという形で改正というか、改悪された。これは今回ばかりでないです。ずっと安くなる方向だね。多分、個人が該当する電柱の所有者だと思うのですが、勝手と言えませんが、割とそっちで一方向的に下げていくというのは、どうも余り好ましくないなというような感じもしますが。

○委員長（松浦満雄君） 地域整備課総括課長、川原木純二君。

○地域整備課総括課長（川原木純二君） ただただ下げているということではありません。固定資産税の評価替えとか地価に対する賃料の水準とかを検討いたしまして、国のほう、県で行っておりますので、それに合わせた形の料金の設定となっております。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員、いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第5号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは、続きまして議案第5号を議題といたします。

議案第5号について補足説明があればお願いいたします。

水道事業所長、川原木純二君。

○水道事業所長（川原木純二君） 今回の改正は、水道法の施行令の規則の一部改正でございますけれども、この中に経過措置としてうたっておりますけれども、これは今まで技術士法施行規則の一部が改正になりまして、今まで2次試験で上下水道部門の選択科目に水道環境という項目がありましたけれども、これが平成31年から選択科目の中から削除されます。これは、今まで20部門96科目あったものを20部門69科目に選択科目を見直すことに伴って、水道環境の選択科目がなくなることから、今まで水道環境で資格を持っている方については、今後についてはその資格を持っていた方についても該当になるというようなことでございます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第5号を終わります。

◎議案第6号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第6号を議題といたします。

議案第6号について補足説明があればお願いいたします。

歳出と歳入を分けて進めておりますので、説明は全てお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、平成30年度軽米町一般会計補正予算（第7号）につきまして説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、地方交付税として336万9,000円を補正計上いたしまして、総額で27億6,090万4,000円とすることとしております。これにつきましては、7月の普通交付税の算定の際に基準額25億8,290万4,000円で行ってまいりましたところ、336万9,000円の減額調整を受けての決定額となっていたものです。これに対しまして、国の第2次補正におきまして普通交付税の予算の追加がございまして、今回減額調整となった336万9,000円の追加交付を受けられる

ことになったものでございます。

続きまして、14款の国庫支出金でございますが、これにつきましては民生費の国庫負担金で、32万6,000円減額し、2億8,164万5,000円としております。これにつきましては国民健康保険保険基盤安定負担金でございますけれども、繰入金の額の確定により減額となるものでございます。

15款の県支出金、これも88万9,000円の減額で、1億4880万4,000円となっておりますが、同様の理由によるものでございます。

続きまして、国庫支出金の国庫補助金なのですが、消防費国庫補助金でございます。これにつきましては198万5,000円を今回新規計上させていただきました。これにつきましては、歳出のほうでもご説明申し上げますけれども、防災マップの作成に対する補助金として2分の1の交付が受けられるということで、今回初めて計上したものでございます。これにつきましては提案理由の際にも申し上げますが、今回補正計上させていただき、そのまま繰越明許ということで、実質的には来年度の事業とさせていただくことにしております。

6ページをお開きいただきたいと思います。県支出金の県補助金、農林水産業費県補助金でございますが、62万6,000円を補正し、6,461万3,000円とするものでございます。これにつきましては岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金でございますが、農地集積等に係る農業委員会への補助金で、交付金額の確定を受けたため今回補正計上するものでございます。既に歳出額については予算措置されているものに対するの交付になりますので、歳出側の補正は今回ございません。

あと、最後が財政調整基金繰入金でございますが、今回補正の歳入歳出の差額分として20万2,000円を補正計上し、総額で3億586万6,000円を計上させていただいているものでございます。

続きまして、歳出になります。7ページになります。総務管理費のうち1目の一般管理費、1万5,000円を補正し、総額で3億3,825万4,000円とするものでございます。これにつきましては職員に係る経費で、健康福利機構の負担金に不足を生じたことになったため補正計上させていただきました。これにつきましては、今職員のこういった負担金とか、続いての共済組合の負担金も同じでございますが、標準報酬月額によって算出されることになったために、手当等の増減によって標準報酬月額が変動するというふうなことで不足になったものでございます。

続きまして、諸費でございますが、23万1,000円補正しまして、2,041万3,000円とするものでございます。内容としましては説明欄に記載のとおり、平成29年度分の在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助金の返

還金が2,000円、平成29年度分の子ども・子育て支援交付金の返還金として22万9,000円補正するものでございます。

2款の3項徴税費でございますが、税務総務費5万円を補正計上し、5,466万9,000円としております。以下、他の科目についても職員共済組合負担金の補正につきましては、先ほど健康福利機構負担金の補正の際にご説明申し上げましたとおり、標準報酬月額の変動等により不足が生じることになったものでございます。

以下、次からの科目については職員共済組合負担金については割愛させていただきたいと思っております。

3款民生費、社会福祉費の社会福祉総務費のうち繰出金でございますが、32万2,000円減額し、社会福祉総務費としては総額を2億7,046万2,000円とするものでございます。これにつきまして、先ほど歳入のところで説明いたしましたけれども、国民健康保険保険基盤安定繰入金の確定により減額となるものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思っております。4款の衛生費、2項の清掃費のうち塵芥処理費について17万9,000円を補正いたしまして、1億359万2,000円とするものでございます。収集粗大ごみ処理の手数料として補正計上させていただいております。

続きまして、9ページになりますが、9款消防費、1項消防費のうち2目非常備消防費でございます。13節の委託料397万1,000円でございますが、先ほど申し上げましたとおり防災マップ作成の経費でございます。これにつきましては、岩手県におきまして本年度の事業として雪谷川等、県内15から20河川の洪水浸水想定区域を5カ年計画で指定することとされております。雪谷川につきましては、本年度の事業として事業着手されておまして、本年度末に……その後の情報だと4月まで延びる可能性があるということですが、事業完了することとしております。それを受けまして、当方では当初31年度の予算におきまして防災マップをその結果に応じて再調整し、発行しようと考えておりましたけれども、岩手県のほうから本年度においての事業として予算措置をして、実質翌年の平成31年度の事業とした場合でも、確実に2分の1の国庫補助金が受けられますよというふうなご案内をいただいたところでございます。平成31年度当初のままということも考えましたが、来年度以降につきましては確実に2分の1の補助金を受けられるかどうかわかりませんというふうなこともありましたものですから、当方としては財源を確保し、町の負担を少なくした上で作成したいということで、今回補正計上させていただいております。

次に、19節の負担金、補助及び交付金でございます。1つが岩手県防災行政無

線維持管理費負担金が1,000円、あと岩手県防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金でございますが、事業費の確定により追加負担していただきたいというふうなことの要請があったものですから、今回その要請に応じた金額3万5,000円を補正するものでございます。非常備消防費としましては、合わせて400万6,000円の補正経常をいたしまして、総額で8,116万4,000円とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

それでは、歳入についての質疑を承りたいと思います。質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっとわからないので、歳入の部分で防災マップ作成するのに岩手県のほうから指導があって、今予算化して繰り越ししてくださいという。歳出の分だったらわからなくはないけれども、補助事業というのは、普通歳入というのは実績があってから歳入というのは入るものなのかなというふうに思うわけですけれども、平成30年度の予算を繰り越しして、その仕組みがわからないのだけれども。歳入を繰り越しして、まだ平成31年度に入ってくるという、何か仕組みがいまいちちょっと理解できかねるので、その辺がどういう仕組みになっているのでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今回の防災マップの作成に限らず、繰越明許になった分には、その歳出額に応じた財源をあわせて繰り越すことになってございます。当然全くの単費であれば歳出額と同額が翌年度に繰り越されますし、国庫補助金なり地方債なりがあればその分のうち、翌年度と一緒に繰り越すことにしております。繰り越した後の予算につきましては、その科目内の流用等は可能でございますが、補正予算は組めないというふうな流れになってございます。

それで、実際の今回の歳入もいただくのは平成31年度にいただくわけでございますが、歳出として繰り越す財源として歳入をあわせて繰り越させてもらう、それで平成30年度においてその相当の金額を補正するというふうなことでございます。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 歳入も平成31年度で県から入ってきますよと。それは平成31年度の歳入になるのか平成30年度の歳入か。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 歳入自体は平成31年度の繰越明許の歳入になります。

それを例えば繰り越さないで、歳出のみを繰り越し事業として実施したと、その繰り越し事業の実績によって平成31年度に国庫補助金を受けた場合、要は繰越明許に対する歳入の科目設定がないこととなりますので、歳入の科目上、諸収入のうちの雑入で、過年度分国庫補助金として受け入れることとなります。今回のように繰り越しの財源として繰り越した場合には、平成30年度事業分ではございますが、平成31年度に国庫支出金として受け入れて経理するというふうな…ちょっと何かそこがどうなのというようなことになるかもしれませんが、そういうふうな経理の仕方をさせていただくと。

○委員長（松浦満雄君） いいですか。ほかに歳入、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） なければ、歳出に。

中村委員。

○2番（中村正志君） では、今の防災マップの関係で再度。防災マップという言葉だったのかどうか、三、四年前にもおつくりになったか、似たようなものをつくったような気がするのですけれども、私もよく見ていないのであれですけれども、それと今回作成するのはどのような違いがあるのかということをお伺いします。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 前回作成した場合は、ちゃんと測量をして解析した上での浸水想定区域というのは持ち合わせておりませんでしたので、前回の防災マップについては今まで最高で浸水したエリアはここですよというふうな示し方をさせていただいております。今回は、岩手県において最大想定規模の降雨があった場合の浸水想定区域を調査し、それを公表しますというふうなことになっております。ですから、今までの防災マップはあくまで過去の実績に基づいた浸水エリア等の提示だったわけですが、新しい防災マップ、全ての雪谷川全域ではなくて、恐らく中心部、周辺のみになるかとは思いますが、今後予想される最大想定規模の降雨があった場合、この程度の浸水が懸念されますというふうなことがお示しできるのかなというふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） では、今は雪谷川だけ。瀬月内川流域に関してはないということですか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） これが非常に説明も、私が十分にできるかわからないのですが、雪谷川と瀬月内川というのが水位周知河川というふうな位置づけに国、県ではなっております。水位周知河川というのはどういうことかということ、その河川に洪水が発生した場合に、市町村として大きな経済的な打撃があるようなと

ころ、そのようなところには国、県が水位等を逐次市町村に提供をして減災を図るために指定しているというふうに私のほうでは理解しておりますが、その2カ所でございますが、その市町村の経済に大きな打撃を与えるようなエリアというふうな捉え方となりますと、残念ながら瀬月内川については九戸村の中心部周辺で、雪谷川の場合は町の中心街周辺というふうな捉え方をされているのだらうと思います。瀬月内川につきましても今年度の事業として県で実施するというふうに聞いておりましたけれども、そこに軽米町分もお知らせしますというふうなことはお知らせいただいていないので、そういうふうな形で全域ではなく部分的になってしまうのかなというふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今つくる防災マップについては今後予想されることということで、であれば結構最近瀬月内川のほうは改修された部分もないわけではないのですけれども、今現在なおかつ、うちの間際まで浸水されている地域だってないわけではない。そういうのも多分想定されるとは思っただけけれども、この防災マップを作成することによって今後の危険区域等が明らかになる、それがすなわち今後河川改修等の一つのもとになるというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今回の浸水想定区域によって、それが直ちに河川改修のほうに生かされるのかなとなると、やはりいろいろ財政的な部分もありますので、今県が5カ年計画で進めようとしているのは、例えば台風10号による岩泉町での被害等を受けて、河川の整備だけではなくて、その前にあらかじめ住民の方にお知らせをして、このぐらいの雨が降ればここまで来るのですよというふうなことで、早期避難の啓発といいますか、そういった意味合いのほうが強いかというふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） では、関連してですけれども、今河川の洪水のところだけだったのですけれども、これから先例えば地震が来たり雨が降ったりすれば、土砂災害なんかも考えられると思います。そういったのはどういう規定で、前の防災マップにもありますけれども、それが指定されたのかわかりませんが、やっぱり今後もそういったことを想定して、まずできる範囲内でやっていかなければいけないと思いますけれども、想定外の自然災害が発生しているわけですから、その辺も考えていただきたいと思いますが、今後ですけれども、よろしく願います。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 危険警戒区域とか危険区域というのは岩手県のほうで

調査をしながら指定することになっておりまして、今までの防災マップ作成時点までの指定区域のほうはご承知のとおり表示させていただいているところがございます。今まで、その後新たに指定されたところはないのですが、その辺も改めて作成の際には県のほうから確認いたしまして、今まで危険区域と警戒区域というふうな2つに分かれるわけですが、警戒区域となると県で一方的に指定するわけではなくて、住民の方あるいは市町村に説明をした上で決定することになっておりますので、そういった予定がある区域があるのか、その辺までちょっと確認させていただきながら、危ないところは早期に網羅するような形で努めたいと思います。

なお、危険区域とされているところにつきましては、県と町とで、全部の箇所ではないのですが、毎年数カ所ずつをパトロールしまして、前からの変動がないか、危険と見られる兆候がないか等はパトロールで調査しているところでございます。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 4款の衛生費、収集粗大ごみ処理手数料の17万9,000円の中身、当初予定したより例えばふえたとか、あるいは何かのまた別な要素が出て支出が必要だとか、中身について説明をいま一度。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 粗大ごみの収集につきましては、昨年度から年4回を年6回に変更しておりますけれども、やはり当初見込みよりは若干ふえています。今月3月が本年度最後の収集日になりますが、収集量の増、大体1.7トン程度を見込んでいまして、掛ける10円の1万7,900円の増額補正になります。

○13番（山本幸男君） 1万7,900円……

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 17万9,000円。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） わかりました。特に力を入れて粗大ごみの収集に頑張っているという意味でもないのだな。それはいいです。

繰越明許費の補正、これについてももう少し詳しく説明願いたいなと思います。というのは、先ほど出した補助金の内容とか中身も含めて、どうしてそういうことをしなければならなかったのか、お願いします。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、第2表の繰越明許費の補正でございますが、民生費の社会福祉費なのですが、軽米町社会福祉協議会の施設整備補助事業ということで、今軽米町社会福祉協議会のほうでいちい荘の実施設計を行って

おります。その補助金額が1,911万6,000円ということになっております。繰り越しする理由なのですけれども、昨年度基本設計のほうは行っておりますけれども、基本設計をもって県から指導を受けた段階で若干の見直しがありました。廊下の幅であったりとか、居室の中に手洗い場を設けなさいということとか、そういった県の指導等を受けて基本設計の見直しに若干の時間を要するというので、今回繰り越しをするというものでございます。

以上です。

- 委員長（松浦満雄君） 山本委員。
- 13番（山本幸男君） ちょっと思い出せなくて、記憶が間違っていたらごめんなさい。基本設計は終わった、それから実施設計も予算化して、それも終わった……
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今もやっています。
- 13番（山本幸男君） 終わっていない。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） はい。
- 13番（山本幸男君） 俺の記憶では、前の基本設計と、それから実施設計の入札終わって、残が出たというふうに俺は認識していたけれども、それはそうでないのか。その点をもう一回確認して、答弁願えればなと思います。最初設計したのはN T Tの何だかということで、それから次の実施設計については武田菱設計というふうに僕は理解しているの。だから、実施設計まで終わって残が出た、このぐらい出たかどうかまずわかりませんが、前にもそういう資料を出してもらった、あると思いますので、それらもあわせて出してもらって、午後からの質疑を行いたい。
- 委員長（松浦満雄君） 午後からですか。
- 13番（山本幸男君） はい。
- 委員長（松浦満雄君） まだ時間があるのですけれども。
- 13番（山本幸男君） それと先ほど総務課長が中村委員の質問に対しての答弁で、こういう形の繰越明許の予算の捉え方というのは、ちょっと私は。これには出てこないわけだ。繰越明許しますよというような案件は出ているのだけれども、防災マップの問題についても、今私が発言した社協に対するのについても、歳入にも歳入にもないような格好で処理しているものだから、それでいいのかなという疑問が。先ほどの答弁と関連して思うのだけれども、いかがですか。
- 委員長（松浦満雄君） では、ちょっと休憩します。
- 午前11時57分 休憩
-
- 午前11時59分 再開
- 委員長（松浦満雄君） 再開します。

山本委員。

- 13番（山本幸男君） 疑問があります。1つは、実施設計の業者の名前ですが、武田菱設計です。入札が終わったと僕は認識しています。そこで、いまだに期限がいつまでとかというようなことがあるはずで、いつまでにまず設計書を書きなさいよというようなことがあるはずで、その全額が払われていないというような状態だということですか。そして、さまざま不足する点等について検証しながら、来年度までかかるから繰り越すというようにいいですか。なぜそうなったのか、ちょっと今まではそういう例はなかったような感じがしますが、いかがですか。
- 委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほど言いましたが、平成30年度で武田菱設計と実施設計の契約を行っております。納期は多分3月だったと思いますが、その納期までに終わらないで、なおかつ3月中には終わらないということが設計屋のほうからも言われたことで、まずお金を払うのを次の年に繰り越すよということです。この実施設計金額につきましては、今のところ支払いはしていないというふうには聞いております。町からも補助金はまだ支出していないということです。その繰り越す理由としては、基本設計をもって県から指導を受けた段階で、最初の設計を見直す必要あるということ、そこら辺から繰り越したということになります。
- 委員長（松浦満雄君） 山本委員。
- 13番（山本幸男君） 多分前にも設計の落札額とか出してもらったような感じがしますが、それからもし協力して社協から出してもらえるのであればその入札結果表、それから設計の契約書等を出してもらって、精査したほうがいいかなと思っていますので、要望しておきます。
- 委員長（松浦満雄君） それでは、お昼になりましたので、議案第6号について午後からも議題といたします。
- 暫時、午後1時まで休憩をいたします。
- 午後 零時02分 休憩
-
- 午後 1時00分 再開
- 委員長（松浦満雄君） では、時間となりましたので、午前中に引き続き会議を開きます。
- 午後から本田議員が欠席でございますので、よろしくお願ひします。
- では、議案の第6号を引き続き審議いたします。質問がありましたか。
- 13番（山本幸男君） 俺質問してた。

- 委員長（松浦満雄君） 山本委員、済みません、再度質問お願いします。
- 13番（山本幸男君） 繰越明許の件についての質問でした。軽米町社会福祉協議会に対する補助事業でございますが、1,911万6,000円、多分基本設計をやって、それから実施設計をやったと、入札が終わって、平成30年度、平成31年度だか、2年だか1年だか。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 実施設計は今年度中にやる予定です。
- 13番（山本幸男君） それの繰り越しでございますが、前にも議会で入札結果表を多分もらったような感じもしております。結果も出ているにもかかわらず、繰越明許はどうかかなと思っていることと、基本的には私は基本設計や実施設計まで、両方とも入札という形で競争原理が働いて、結果が出たということはよかったなと思っておりますので、それについては了としたいと思っております。
- ただ、せっかく入札して、実行になって前に進めばいいと思っていたとき、繰越明許をやられるとちょっと寂しいなと思って、質問したところ、総括課長の答弁は基本設計の段階においてか、あるいは別な段階だか、廊下が狭いとかさまざまな県の指導があったというようなことでございますが、具体的にはどうか。書類を出したら、ここが狭いとか広いとか、口頭でのあれなのだか、それとも文書でこういう形で直したほうがもっと有効的だと、そういうような指導なのか。直さなければ直させてもいいものの、本来このほうがもっといいですよというような指導だったのか、その辺はちょっと私は理解できないと、できれば前にもっと進んでもらいたいという立場から質問したのでございますので、総括課長も向こうが、社協がやっていることだから全部把握しているかどうかわかりませんが、わかる範囲で。
- 委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 県との協議でございますけれども、設計担当の会社といちい荘の担当者で、基本設計の図面を持って、県に出向いて、こういう形でどうでしょうかという問いかけをして、口頭のやりとりの中で、廊下は片廊下でいいということで、若干狭くはしていいよと、ただ居室に関しては各部屋の居室の中に手洗いを設けなさいというふうな指導もあって、各居室の面積は手洗いの分、横にずっと広がるような形になったということがあります。その影響で各部屋の居室面積が広がった関係もありまして、事業費が膨らむことも考えられましたので、各部屋の面積の配置を直しつつ、ちょっとずつコンパクトにしていっていったというふうな流れがあります。基本設計自体は施設基準に沿った形でつくってあったわけですが、その段階では県との協議はしていなかったものであります。それでもって協議した結果、トイレの数であるとか居室の手洗い場の設置とか、いろいろ話が出てきて、基本設計を若干見直すのに時間を要したとい

う形になります。県とのやりとりはあくまで口頭、設計担当の会社といちい荘の担当者で行って、県の担当者とかこういう施設のほうがいいよという話し合いをしております。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 聞く範囲で私の感じは、指導的観点からさまざまなことがあったと理解しましたので、いずれ町が補助金を支出しているわけですから、前に進むということで、進んでいると、なお一層よい施設をとというふうなことで、若干時間を要しているというふうに理解していいのですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） はい。そのとおりでございまして、着工については平成31年度に行いたいと思っております、着工に影響を与えるような期限の延長ではないと考えております。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員、よろしいですね。

○13番（山本幸男君） はい。

○委員長（松浦満雄君） それでは、中村委員。

○2番（中村正志君） 今のやりとりの中で岩手県からの協議というふうなのがあったのですけれども、昨年度、実際これは急いだ形での予算どりもあつたり、昨年度12月に急遽基本設計の補正予算をとって、年度内にできなくて、昨年3月の臨時議会で繰越明許ですか、同じような形で行っているということで、それがいつごろまで継続したのかわからないのですけれども、6月に今度実施設計の入札を行っている。6月に実施設計やるのであつたら、もう4月、5月には基本設計が終わっているのではないかなと思つたりしているのですけれども、県との協議というのはいつごろの時点でやつて、いつの時点で基本設計が終わつて、では実施設計を6月にやりましょうというふうな時間的な経過をちょっと教えていただきたいなど。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君……では休憩します。

午後 1時08分 休憩

午後 1時09分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 基本設計の成果品については、平成30年5月10日にいちい荘の整備事業推進部会というのを開いて、その推進部会によって成果品を確認しております。それで、実施設計の入札については平成30年6月に実施しております。

〔「その県との協議というのはいつだったの」と
言う者あり〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 県との協議はその後……

○委員長（松浦満雄君） 済みませんけれども、手を挙げて指名してからではないと。議
事録の関係で……そういうことですので。まず中村委員。

○2番（中村正志君） 答弁漏れがあった。

○委員長（松浦満雄君） 答弁漏れでも何でもです。

○2番（中村正志君） 県との協議というのは、基本設計をやっている業者と担当者が県
に出向いてというような話だったのだけれども、それは成果品が上がってから行
ったということ、その前……

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 県との協議については、基本設計を持っていった
わけですけれども、実施設計の業者と担当者で行っております。

〔「休憩……」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 1時11分 休憩

午後 1時14分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

大村委員。

○8番（大村 税君） いや、今の説明でちょっと納得しがたいところがあるのですが、
本来は基本設計の段階でその基準に満たすようにして、それがオーケーで実施設
計を入札してやるのが普通だと思うのですけれども、実施設計を持って行ってこ
のような構造でやるといったところで、県から指導されて1,900万円のまた
……基本設計に戻るようなお金を補正するのですよね。その辺がちょっと、どこ
に責任があるのか。基本設計の入札業者が何も責任もなく、行政から補助する
というのも、基本設計の段階のときに本来はきちりと構造上沿ったものにする
というのが普通なのに、ただ投げやりに、こうなった感じがするのでないかなと
思うのです。というのは、その問題で私もいろいろと協議させていただいて、競
争入札になって、半分の値段で実施設計が落札されたのだよね。この問題であっ
ても交流駅であっても、基本設計の部分で随契云々くんぬんというのは、またそ
こでもこういうふうなことが起きかねないと思うので、その辺はやっぱり責任所
在をしっかりと、町民の不利益にならないようなやり方をすることが賢明で
あるというふうに私は思うので、その辺を。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） いずれ金額的に増額というふうなことにはなるのではなくて、実施設計の契約額をことし払えないので、来年度払うという、繰り越しはそういうことですので。

それとあと、基本設計から実施設計する段階において、施設基準の中には手洗いというのは実際見当たらないというふうに思っております、それはいい施設をつくるためには各部屋に手洗いを設けたほうがいいという県の指導というのがあったというふうに思っております。確かに利用者とか来た人のことを考えれば、病院のほうでも各部屋に手洗いとかついていますけれども、そういったのが設備としてあったほうがいいというふうな考えで、そこを基本設計から実施設計に入る段階で直すというふうなことで、実施設計のほうで見直して設計をするということになったというふうに思っております。

○委員長（松浦満雄君） 大村委員。

○8番（大村 税君） ちょっとわかったようなわからないような説明をいただいて、私は今基本設計があくまでも基本だと思うので、基本設計の段階で構造上のことを県との協議をして、手洗いが必要であればつけるべきだ、あるいは廊下の幅が狭い構造であれば広げるべきだとか。そこで初めて実施設計を組んでほしいとって発注するのが普通だと思うのだよね。それが実施設計を発注して、その業者が行って相談して、構造上欠格があるからこの辺を足すといったときに、実際に基本設計した業者が何だったのかというふうにとりかねないから、その辺はきっちり。本来は基本設計の段階で県と協議をして、そして実施設計を発注してやるのだけれども、県とも協議をやっていますよと基本設計のときに答弁をいただいたので、その辺がちょっとなんとなく見えてこないところがなくもないなと思うので、本来の基本設計のところの業者も責任があると思うのです。だから、その辺をどのように捉えているかお聞かせ願えればいいです。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 1時20分 休憩

午後 1時21分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、再開します。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 基本設計の考え方といたしましては、先ほど言いましたように構造的な問題から、あとは国の基準に合った施設であるかどうか、あとはいちい荘の職員とかの考え方とか入居者のことを考えて、まず基本的なところを国の基準、県の基準等に合うようにつくって、それを成果品として納めて

いただいて、基本設計の業務についてはそこで成果品を納入していただいた段階でもう終了というふうに考えております。それを持って県と協議したのが実施設計の業者と、あといちい荘の担当者ということになりますが、その協議をする中で指導的なこととかも見直すことによって不測の日数を要したことによって、この完成期限までに実施設計の成果品が納入できないというふうな申し入れがあったので、繰り越すということにしたものでございます。

○委員長（松浦満雄君） いいですか。

○8番（大村 税君） よろしいです。ただ、これから今後のことも……

○委員長（松浦満雄君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 今までのようにこういうふうに納得できないようなことにならないように、町民の不利益にならないように精査、監査をして取り組むよう……

〔「要望」と言う者あり〕

○8番（大村 税君） 要望というか、希望します。

○委員長（松浦満雄君） では、よろしいですか。

○8番（大村 税君） よろしいです。

○委員長（松浦満雄君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） なければ、6号を終わります。

◎議案第7号の審査

○委員長（松浦満雄君） 次に、議案第7号を議題とします。

議案第7号について補足説明があればお願いいたします。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） では、議案第7号を説明いたします。

予算書の3ページをごらんいただきたいと思います。歳入の補正でございますが、退職被保険者に係る国民健康保険税の減額補正でございます。医療給付費分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれ記載のとおり減額で、総額28万4,000円の減額補正になります。退職被保険者は、厚生年金とか共済年金等の老齢年金の受給者で国保に加入される方なのですが、老齢年金の支給年齢が引き上げになったことと、それから雇用される年齢も65歳と引き上がっていますので、どんどん減っている状態にありますので、今回減額するものです。

それから、8款の繰入金につきましては一般会計のほうで説明したとおり、保険基盤安定負担金の額の確定に伴う減額補正となります。

続いて、4ページの歳出になりますが、退職被保険者等療養給付費を減額し、一般被保険者療養給付費を増額するというものです。合計で2款の保険給付費が5

40万円の減額になります。

高額療養費等についても同様に、退職被保険者等高額療養費が減ったことによる組み替えの補正となります。

それから、諸支出金につきましては保険税の還付金等の増が見込まれますので、34万円の増額補正しているところでございます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようですので、議案第7号を終わります。

◎議案第8号の審査

○委員長（松浦満雄君） 次に、議案第8号を議題とします。

平成31年度軽米町一般会計予算ですが、主要事業等について当局から説明を受けてから、予算書について歳入歳出ごとに質疑を進めたいと思います。歳入は全般を、歳出については款ごとに質疑を受けたいと思いますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第8号について説明をお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、議案第8号の関係資料として配付させていただいております平成31年度一般会計予算についてを読み上げながら説明させていただきたいと思います。

まず、予算総額でございますが、提案理由の中で申し上げましたとおり歳入歳出それぞれを69億8,300万円とするものでございます。前年度の当初予算額62億2,500万円に比べ7億5,800万円、12.2%の増となっております。

歳入につきましては、自主財源である町税は7億7,949万円と、前年度との比較で7,502万円、10.6%の増となっております。個人町民税が5,443万円の増、法人町民税が1,214万円の増となったものでございます。

歳入全体の自主財源比率につきましては25.3%で、前年度当初23.8%に比べますと1.5ポイントの増となっておりますが、町税収入の増のほか、基金からの繰入金が増となったものが主な要因となっております。

主要な依存財源であります地方交付税は26億9,100万円と見立て、前年度比較で6,700万円、2.4%の減としております。普通交付税が前年度予算

に対して2.6%減の25億1,300万円、特別交付税につきましては前年度予算と同額の1億7,800万円を計上しているものでございます。

国庫支出金につきましては、公営住宅整備に係る社会資本整備総合交付金が増となりますが、全体では4万円減、県支出金は参議院議員選挙、知事及び県議会議員選挙に係る執行委託金の増などにより3,433万円、11.1%の増となっております。

寄附金につきましては、ふるさと支援寄附金2,000万円、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税でございしますが、2,800万円など、5,227万円を計上しております。

町債につきましては、特別養護老人ホーム整備事業補助金等に係る社会福祉施設整備事業債の5億9,400万円、火葬場整備事業債の3億5,500万円、公営住宅建設事業債1億8,900万円のほか、地方財政の財源不足対策として発行される臨時財政対策債1億2,800万円など、総額で14億4,050万円、前年度比較で4億8,780万円、51.2%の増となっております。

このほか、ふるさと納税寄附金を財源とするふるさと支援基金繰入金2,200万円を各事業に活用するとともに、財政調整基金6億585万円の取り崩しにより財源調整しております。

歳出につきましては、まず義務的経費でございしますが、25億8,814万円と歳出全体の37.1%を占め、対前年度比較で7,686万円、3.1%の増となっております。障害者総合支援法給付費等の減により扶助費は1,153万円、1.9%の減となっておりますが、参議院議員選挙等の執行に係る時間外手当や退職手当特別負担金の増などにより人件費が6,923万円、6.1%の増、公債費が1,916万円、2.5%の増となっております。

投資的経費につきましては13億3,335万円で、対前年度比較で2億7,077万円、25.5%の増となっております。主な要因といたしましては、普通建設事業のうち補助事業につきましては公営住宅整備事業の増などにより7,705万円、24.5%の増、単独事業ではデジタル防災行政無線整備事業3億9,359万円が今年度事業で終わりますので皆減となりましたが、特別養護老人ホーム整備事業補助金が3億2,820万円、885.2%の増、火葬場整備事業が3億3,792万円、これについては1,441.8%の増ということで、単独事業全体では1億9,372万円、25.9%の増となっております。

その他の経費につきましては30億5,270万円となり、対前年度比較で4億1,011万円、15.5%の増となっております。特別養護老人ホーム整備事業貸付金2億8,000万円の皆増、自然のめぐみ基金及び森林環境譲与税を財源とする森林環境整備基金の元本積み立てなどの積立金が971万円、47.2

%の増、町道舗装修繕策定業務委託料、火葬業務委託料の増などによる物件費が7, 181万円、6%の増となっております。国民健康保険特別会計などへの繰出金につきましては、3, 215万円、6%の増となっております。

この義務的経費、投資的経費、その他の経費というのはどういったものかというのは、一番最後、裏の4ページをごらんいただければと思います。義務的経費、人件費、扶助費、公債費となっております。このうちの人件費というのは、職員、特別職の給与等になります。その他の経費というのは物件費、これにつきましては臨時職員の賃金等も入って区分されることとされておりますが、物件費、維持補修費、補助費等、あと積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金と。投資的経費というのはごらんのとおり、普通建設事業費あるいは災害復旧事業費となっているものでございます。

資料のほうに戻っていただきまして、2ページの重点施策・主要事業につきましては記載のとおりでございますが、新規事業が二重丸、継続事業につきましては一重の丸印としております。その事業に係る事業総額をお示しするとともに、一番右側は予算書でのページ数を記載してございます。

予算全体についての説明は以上とさせていただきます。

それでは、引き続きまして予算書のほうの説明に入らせていただきます。歳入につきましては、明細書のほうで説明させていただきたいと思っております。

13ページのほうをお開きいただきたいと思っております。1款町税の1項町民税でございますが、全体で6, 797万3, 000円増の3億872万3, 000円となっております。個人町民税が5, 583万3, 000円の増、法人町民税が1, 214万円の増となっております。

続きまして、2項の固定資産税でございますが、固定資産税につきましては384万円増の3億7, 668万円、14ページになりますが、国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては15万6, 000円減の157万4, 000円となりまして、固定資産税全体では368万4, 000円増の3億7, 825万4, 000円となっております。

続きまして、3項の軽自動車税でございますが、1目の軽自動車税につきましては14万8, 000円減の3, 280万1, 000円、2目の環境性能割は本年度から新たに設けられた科目でございますが、119万7, 000円を新規に計上しているものでございます。この軽自動車税につきましては、平成31年10月から制度導入によって、軽自動車税、環境性能割というものに寄与しているものでございます。軽自動車税全体では3, 399万8, 000円で、前年度から104万9, 000円増となっております。

4項の市町村たばこ税につきましては231万1, 000円の増の5, 851万

1, 000円を見込んでおります。特別土地保有税につきましては、実際には見込まれないのですが、科目設定のために1, 000円を計上させていただいております。

以下、前年度から大きく変わる部分を紹介させていただきます。15ページ、2款の真ん中ら辺になりますが、地方譲与税、3項の森林環境譲与税でございます。先ほど産業振興課総括課長からも説明がございましたが、平成31年度から交付されるということで、1, 100万円を見込んでおります。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。2欄目の6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金でございます。前年度から300万円増の1億5, 300万円を見込んでおります。地方消費税につきましては、平成31年10月から8%から10%への引き上げがなされるところでございますけれども、やはり買い控えといえますか、そういったことも発生するおそれがあるということで、かなりその辺を見込んで、余りの増加は見込めないということで予算計上させていただいております。

あと、8款の自動車取得税交付金でございます。1項の自動車取得税交付金、これにつきましては300万円減の700万円、続いて次のページの9款環境性能割交付金になりますが、これにつきましては新規に350万円を見込んでおります。先ほど軽自動車税のところでご説明しましたとおり、制度の改正に伴い環境性能割が課税されることとなりますから、それに係って自動車取得税交付金を減、環境性能割交付金を増としているものでございます。

続きまして、真ん中の欄になりますが、11款の地方交付税をごらんいただきたいと思います。先ほども全体説明の中でご説明申し上げましたけれども、普通交付税につきましては前年度から6, 700万円減の25億1, 300万円、特別交付税につきましては前年度同額の1億7, 800万円を見込み、地方交付税全体では26億9, 100円を計上しております。

続きまして、13款の分担金及び負担金でございます。1目の民生費負担金でございますが、老人ホーム入所費用徴収金につきましては、前年度から70万4, 000円減の409万4, 000円を見ております。次のページ、節として2節の児童福祉費負担金でございますが、前年度から331万9, 000円減の1, 197万8, 000円、母子福祉費負担金につきましては10万円を見込み、民生費負担金全体につきましては前年度から398万2, 000円減の1, 617万2, 000円を計上しております。

続きまして、21ページ、15款の国庫支出金をごらんいただきたいと思います。2項国庫補助金のうち、4目土木費国庫補助金でございますが、道路橋りょう費補助金につきましては前年度から1, 949万9, 000円減の4, 932万5,

000円としております。2節の住宅費補助金につきましては、2,229万5,000円増の1億2,036万4,000円を計上しております。これにつきましては、説明欄3行目の社会資本整備総合交付金1億2,002万5,000円が増加したこと等に伴うものでございまして、土木費国庫補助金全体としましては279万6,000円増の1億6,968万9,000円となっております。

国庫補助金全体では、前年度から379万2,000円増の1億8,339万9,000円となっております。

続きまして、23ページ、16款県支出金のうち2項県補助金をごらんいただきたいと思っております。総務費県補助金につきましては、説明欄、岩手県結婚新生活支援事業費補助金、これにつきましては本年度までの実績に基づきまして、前年度から75万円減の75万円を計上しております。これらに伴いまして、総務費県補助金は74万8,000円減の107万5,000円の計上。

2目の民生費県補助金でございますけれども、1節社会福祉費補助金につきましては説明欄の6項目め、高齢者権利擁護等推進事業費補助金、またその次の行の介護施設等整備事業費補助金、170万3,000円と320万円、これらが新たに本年度掲載されまして、前年度から461万5,000円増の2,121万6,000円となっております。

続きまして、次のページ、3目の衛生費県補助金、一番上の欄でございますが、1節保健衛生費補助金、これが前年度から279万5,000円減の143万4,000円としております。内訳といたしましては、自殺対策緊急強化事業補助金が132万4,000円減の28万7,000円、健康増進事業補助金が92万円減の114万7,000円となったものでございます。全体で279万5,000円減の437万4,000円となっております。

続きまして、4目の農林水産業費県補助金でございますが、説明欄の下から2つの項目でございます。岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（機構集積支援事業）62万6,000円でございますが、平成31年度は当初予算に計上したというものでございます。その下、農地利用最適化交付金144万円を新規に計上しております。農業費補助金では、前年度から87万1,000円減の5,724万1,000円となっております。

続きまして、25ページ、16款の県支出金、3項委託金、1目総務費委託金でございますが、その中の節で言いますと4節統計調査費委託金、これにつきましては前年度から249万3,000円増の309万5,000円を計上しております。説明欄の4行目以降、経済センサス基礎調査交付金49万6,000円、農林業センサス交付金243万2,000円、国勢調査調査区設定交付金9万6,000円等によりまして、前年度から249万3,000円増の309万5,0

00円となっております。

また、5節の選挙費委託金でございますが、先ほど全体説明でも申し上げましたとおり参議院議員通常選挙執行委託金として1,501万3,000円、知事及び県議会議員選挙執行委託金として1,688万3,000円を見込み、選挙費委託金として3,189万6,000円としてございます。

総務費委託金につきましては前年度から3,498万3,000円増の4,774万5,000円としてございます。

続きまして、27ページになりますが、18款の寄附金でございます。1項寄附金、1目指定寄附金でございます。農林水産業費寄附金として427万円、前年度から392万円の増としております。次に、ふるさと支援寄附金でございますが、ふるさと支援寄附金については前年度同額の2,000万円で、次のページをごらんいただきたいですが、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては前年度から600万円減の2,800万円としております。寄附金全体では、前年度から208万円減の5,227万円を計上しているところでございます。

続きまして、19款繰入金でございますが、1目の財政調整基金繰入金につきましては歳入歳出のそれぞれの科目を調整いたしまして、6億584万7,000円とさせていただいております。3目のふるさとづくり振興基金繰入金につきましては、5,000万円としております。用途といたしましては、いちい荘整備事業に係る貸し付けとしての財源とさせていただくことで計上しております。前年度からは2,200万円増の5,000万円となっております。6目のふるさと支援基金繰入金でございますが、前年度から1,000万円増の2,200万円を繰り入れ、事業に充当していることとしております。繰入金につきましては、前年度から2億6,605万3,000円増の6億7,802万7,000円としております。

続きまして、20款の繰越金でございます。これにつきましては、前年度から5,000万円減の5,000万円として計上してございます。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと思っております。31ページにつきましては町債でございます。1目の総務債は、前年度から4億4,340万円減の1億4,600万円を計上させていただいております。1節の臨時財政対策債が3,000万円の減、あとそのほかは防災行政無線に係る総務債の3億9,300万円の減により、4億4,340万円の減となったものがございます。続きまして、2目民生債でございますが、前年度から5億5,480万円増の6億630万円としております。1節社会福祉事業債、4行目になりますが、社会福祉施設整備事業債ということで、いちい荘に係る分として5億9,400万円を計上しております。また、3目の衛生債でございますが、3億4,000万円増の3億

6, 900万円、これにつきましては火葬場整備事業に係るものでございます。

次のページでございますが、同じく衛生債の3節清掃運搬車整備事業債ということで1, 000万円を計上しております。清掃運搬車の整備が必要となるため、その分の所要額を計上してございます。続きまして、5目の土木債でございます。前年度から3, 960万円増の2億8, 680万円としております。1節道路橋りょう整備事業債につきましては前年度から5, 340万円減の9, 780万円を計上し、2目の町営住宅整備事業債として前年度から9, 300万円増の1億8, 900万円を計上させていただいております。あと、7目教育債でございますが、前年度から320万円減の1, 150万円を計上しております。軽米高校教育振興支援事業債につきましては、前年度から400万円の増としておりますが、学校給食運搬車両の購入に係る地方債が700万円の減となったものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 歳入の説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。中村委員。

○2番（中村正志君） 歳入というよりも、先に予算編成について全体的なことを説明いただきました。施政方針の中でもお話ありましたけれども、1月に町長選挙があって、本来ならば期間が余り少ない関係で骨格予算になるのかなというふうな想定もしたわけですがけれども、今回全体の中で12%増の予算を編成していると。特にこの辺のところ、やはりかなり大きな予算編成だったのではないのかなと。多分骨格予算ではなく本格予算、それもまた近年にない大型予算のうちに入るのかなというふうを感じるわけですがけれども、その中でことしの財政調整基金6億円を繰り入れしながら、当初予算を編成したというふうな中での目玉事業等もあるかとは思いますが、町長が平成31年度に対しての予算を編成した上での大きな目玉とか、そういうふうな重要施策等について若干お話しいただければというふうに思うのですけれども、お願いします。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回選挙もあって、当初は骨格予算というふうな流れでございましたけれども、いずれ当初予算でまず見る分は全て見ていこうということで、特に火葬場、それからまたいちい荘のご支援等、しっかりとこれを予算の中に盛り込んでございます。

それからまた、新しいものとしては親元就農給付金事業、これもこれからの農業の担い手等の人材育成等も含めて、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

その他ございますが、特にこれから子育て世代の包括支援が事業としても出てま

いますし、さらにはまた子育ての支援を充実してまいりたいというふうに考えております。

主なところではそういったところでございます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。親元就農給付金事業につきましては、私も一般質問の中でそういうのがあってもいいのではないかと提言をした経緯もありまして、これが早速実施されるということは非常にいいことだなというふうにも感じておるわけですが、もう一つ、町長がよく選挙期間中にお話されている中で、町民所得が非常に上がっているというふうな話。今回の予算編成の中でもやはり自主財源の確保というのが非常に大きいのではないのかなど。その辺のところと町民所得が向上しているという観点と税収の伸びというふうなのを含めて、それによって町でやりたい事業が今まで交付金に頼っていた部分が、逆に交付金が今ちょっと下がっているようですけれども、そういうふうな部分での今回の予算編成の中でそういうふうな特徴的なものがあれば、それらもちょっと関連してお話いただければと思っております。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回私も町民1人当たりの所得を1.5倍、平成25年と比較して平成34年までというふうなことでお約束をいたしました。これは、いずれ行政と申しますか、役場の予算だけではこれは達成できませんので、役場の予算プラス民間のさまざまな事業等、これから推進して呼び込みながら、できるだけそれを町内のさまざまな担える部分で担っていくと、そういった中で出てきたお金を税収あるいは報酬等の形で町民の中に還元していくと、そういうふうな形で今のところは考えております。これもやはり民間の事業でございますので、ここでこの分をこうする、ああするというふうなことは言いませんけれども、既にいろいろ養鶏場、それから養豚場、それから園芸施設と、今さまざま検討しながら動いておりますので、しっかりとしたそういった事業を完成させ、実現させて、私の公約実現に向けて着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） では、歳入全般で受けます。

山本委員。

○13番（山本幸男君） いや、今休憩して、それからのほうがいいのでは。

○委員長（松浦満雄君） では、正面の時計で2時10分まで休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時11分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、再開いたします。

議案第8号の歳入について質疑を受けます。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 先ほど総務総括課長から説明いただきましたが、一般会計予算のほうの資料の説明ですが、町税がかなり伸びているということで、収入全体の自主財源ですか、それが25.3%ということで、税収が伸びた分はどういった部分でしょうか。個人町民税、法人町民税がかなりふえているというわけですが、私ら町民からすればそんなに賃金が上がったとか所得がふえたというふうな実感はないのですが、これも国のほうでも今国会でアベノミクスの三本の矢を放つても、なかなか国民からすれば、所得が伸びたような実感が無いということなのですが、これも国の話題となっているようなことと何か似ているような感じがしているのですが、その辺具体的にもう少しどういったところの業種、またどの程度伸びているのか、もう少し詳細に説明していただきたいなと思っていました。

○委員長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、小笠原亨君。

○税務会計課総括課長（小笠原 亨君） 館坂委員のご質問にお答えします。

先ほど町民税の関係なのですが、個人町民税に関しましては収納率を若干上げて設定させていただきました。98%に設定しております。この背景には、特別徴収、普通徴収という収納の方法がありますけれども、特別徴収、いわゆる事業者が給料から天引きした従業員の税金を確実に納めていただけるという、そういう制度が定着して、今納付の割合が特別徴収のほうが大体7割、普通徴収のほうが3割ということで、確実に収納していただけるそういう制度が定着してきたというのが一つの要因になります。

あともう一つは、所得割とか均等割とあるのですが、均等割に関しては若干伸びるのではないかと、そういう予測をさせていただきましたし、所得割につきましてもどの種目、業種に関しても平成29年度実績を参考にしながら、平成30年の予算編成時の調定額をもとにして、約2%ぐらい税収が上がるのではないかと、こういう積み上げで設定させていただきました。

あとは、法人町民税に関しましては、申告に基づき確実に収納できる見込みではないかということで、こういう額を設定させていただきました。法人町民税の均等割と所得割、それぞれの要素から税額が決まるわけですが、均等割に関しましては従業員の数とか資本金とかの規模で均等割が決まりますし、あとは所得割に関しては国の国税を払ったそのうちの何%かを法人町民税で納めていただくということでいただいております。先行き不安、見通しが立たない部分もありますけれども、若干伸びる要素はあるのかなということで、この数字で設定させていただきました。

- 委員長（松浦満雄君） 館坂委員。
- 6番（館坂久人君） 要するに、そうすると個人の収入がふえているというよりは、今の説明を聞いていると徴収方法が変わったというふうに理由を聞き取れたのですが、そうすると決して個人の所得がふえているわけではないというふうな説明と承ったと思っていましたけれども、個人の収入がふえていないということですね。
- 委員長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、小笠原亨君。
- 税務会計課総括課長（小笠原 亨君） 全体的に見ると、各部門とも何%くらいか所得は上がっているということになります。そういうことに基づいてこういう額を設定させていただきましたので、一概に1人当たりの所得が上がっていないとか、そういうことではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。
- 委員長（松浦満雄君） 館坂委員。
- 6番（館坂久人君） そうすると、上がっていないということを断言はしていないということなわけですが、そして法人町民税ですか、これらは軽米町の法人、企業、個人事業主の売り上げが伸びているからこういう税収の増となっているということですか。法人のほうも法人町民税が増というふうなわけですが、これらはどういうふうに理解すればいいでしょう。
- 委員長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、小笠原亨君。
- 税務会計課総括課長（小笠原 亨君） あくまで申告に基づいて税額というのは出てくるのですが、その中で確実に見込めるのではないかというこれまでの実績と、あと去年までの実績を参考にしながら、この程度伸びるのではないかという、そういう積み上げでこういう額を設定させていただきました。
- 以上です。
- 委員長（松浦満雄君） よろしいですか。館坂委員。
- 6番（館坂久人君） 町長に伺いたいのですが、町長はさまざまな会合と申しますか、そういうところでは町民所得がふえるというふうなお話をされていると承っているわけですが、町長が話ししている根拠というか、そういうふうな一端を少し述べていただきたいなと思っていたのですが、いかがでしょうか。
- 委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。
- 町長（山本賢一君） 統計調査の結果を見まして、最新の統計では平成27年まで出ているわけですが、その中では平成21年から平成27年まで1人当たりの所得が約1年平均4.2%伸びております。これは統計上出ているわけでございますが、そういうことで平成27年度までは正式にそうした数字は出ておりますし、平成28年、平成29年も税収は伸びております。平成30年度も伸びる予定でございますし、先ほど税務総括課長が言いましたように、平成31年度もそういう形で伸びるといふふうなことでございますので、平成25年に比較しまして平成3

4年までですか、これからメガソーラーのいろんな事業も継続してあるわけですので、先ほど中村委員から話がありましたような民間のさまざまな事業等も、これはしっかりと形といいますか、何とか積み上げて、公約と申しますか、1人当たりの所得を1.5倍まで、これを目標に伸ばしたいと、そういうふうな形で申し上げてはきております。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） その統計の資料の出どころといいますか、それは町で何かそういった調査とかやっている資料から出ているわけですか、それとも今の国の資料のほうから出ているわけですか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 済みません、具体的な統計調査の名目、失念しておりますが、県でやっている調査で、おおむね現在から比べると二、三年前までのものを調査をして、公表しているという状況でございます……申しわけございません、岩手県市町村民経済計算年報というものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） わかりました。別にそれがどうだということでは町長を責めているわけでもないですが、税収が上がるということは本当にいいということで、根拠のところがしっかりしていれば別にいいと思います。

今の町長が推進しているメガソーラーですか、これの関連の税収はどの程度なのか、具体的なところ、数字を出していただきたいなと思っているわけですが、いかがですか、わかりますか。

○委員長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、小笠原亨君。

○税務会計課総括課長（小笠原 亨君） メガソーラーに関しましては、供用開始、売電開始が平成31年中ですので、固定資産に係る課税に関しては平成32年度以降になると思います。それで、額に関してはまだ今のところはっきりと詳細はつかめていませんので、はっきりとは申し上げられないと思います。

あとは、ほかの町民税とか国民健康保険税、あとは固定資産税なのですけれども、そこら辺に関しましてはちょっと調べてみないと、今何ともお答えできませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 町長の今の積極型予算ですか、ハード事業がメジロ押しなわけですが、火葬場、それから交流駅ですか、それから先ほどまで議論しておりましたいちい荘ですか。さっきの総務総括課長の説明を聞けば、基金のほうの残高が3億円ぐらいになるのかな。今の事業を推進するに当たって3億円ぐらいですか。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ことしの繰り入れは6億円です。

- 6番（館坂久人君） 要はビッグプロジェクトですか、プロジェクトと言ったらいいか、ハード事業がメジロ押しなわけですが、町長はこれからメガソーラーが本格稼働するというふうなことになってくれば、税収もかなり伸びるというふうなのを、まず例えば交流駅とか予定があるわけですが、それらの税収、それから基金が今6億円と言いましたっけか。それらを見込んで恐らく町長は頭の回転がいい方ありますから、メガソーラーのほうの税収、どの程度これから本格稼働すれば来年から見込んで想定しているのかなと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。
- 委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。
- 町長（山本賢一君） きょうはきちっとした数字は示せませんが、固定資産税、それからめぐみ基金とか、そういったものを算定をしながら、ただ固定資産税とか税収がふえればその分交付税も減らされますので、そういう中でふえた部分の25%ぐらいを確実に残るといえるか、収入増になるわけでありまして、そういったところも含めて四、五年といたしますか、そういった周期の中できちっと財源等も見ながら事業を進めておるところでございます。
- 6番（館坂久人君） いいです。
- 委員長（松浦満雄君） では、ほかにはございませんか。
中村委員。
- 2番（中村正志君） 事業との関連があるので、歳出でもいいのですけれども、ただ先ほど説明の中でちょっとはてなと思ったのが、自殺対策緊急強化事業補助金が28万7,000円で、100万円余り減額になったという説明がありました。これはどのように受けとめればいいのか。自殺対策に関しての事業を縮小したということなのか、もう県のほうではこの事業は余り重要視しないというふうになったものなのか、この辺がどういうふうなことなのかをちょっと教えていただきたいと思います。
- 委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 自殺対策の事業については、去年と同じように、平成31年度も考えているところですが、補助金に関しましては平成30年度は自殺対策にかかわる人の人件費を補助金でもらうために、補助金の金額を計上していたわけですが、去年募集しても応募がなかったということで、嘱託職員等に関する部分についてはことしもう無理なのだろうかなというところで、その分は補助金として申請しないということで、補助金の額が減っているところです。
- 委員長（松浦満雄君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） ということは、人件費の分を申請しなかったという。何分の1の

補助金なのかわからないのですけれども、では自殺予防に関しての事業は今までどおり継続していこうとしている、またはなおかつ重要な課題なので、もっと強力な形で事業を進めようとしているのかというふうなのが、その辺は人を雇おうと思ったけれども、その人が来ないから、1人専任の方を置いて自殺対策の事業を強化しようと思ったのだけれども、そのような人はもう諦めたということは一歩後退というふうに考えられるわけですがけれども、ではそれにかわる強化事業というふうなのを普通は考えなければならないのではないかと思うわけですがけれども、その辺のところをどのように自殺対策のほうを考えていこうとしているのか。事業として発展していないのかどうか、その辺の考え。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほども言いましたように、ことし補助金については決算の中では平成31年度の歳入で見ている額ぐらいにはなるのかなというふうに思います。

自殺対策に関しましては、今年度自殺対策の計画を立てることとしておりますので、それに沿って事業のほうは強化していきたいというふうには思っております。自殺については、二戸管内では軽米町が1番、二戸圏域は岩手県で高いほうなので、特に保健所でも自殺対策については重点課題として取り組んでおりますので、歩調を合わせて町としても重点的に取り組んでいきたいというふうには考えております。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） 歳出のほうでもありますので、いいです。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございませんか。なければ歳出に移りたいのですが、いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、歳出は款ごとに説明いただいて質疑を受けます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 歳出につきましても、特に新しい事業とか、昨年度と大きく変わったようなところを説明申し上げたいと思います。

まず、37ページをごらんいただければと思います。37ページの委託料でございます。952万8,000円で、前年度から62万円の増額となっております。委託料の中の一番下、公会計ソフトウェア導入業務委託料に155万1,000円を新規に計上させていただいております。これにつきましては、本年度まで地方公共団体情報システム機構というところで作成したソフトウェアを無償で提供しますというふうなことで利用させていただいておりましたが、平成31年度以降はそのソフトウェアについて、同機構ではサポートしないということで、

民間会社のソフトウェアを使用しなければならなくなるというふうなことで、新規に計上させていただきます。

それと、その上の行なのですが、会計年度任用職員制度移行支援業務委託料、これにつきましても今年度の補正予算にて補正されておりましたけれども、平成31年度につきましても引き続きその支援業務を受けるということで、当初予算としては今期新たに計上させていただきます。

その次に、14節の使用料及び賃借料でございます。これにつきましては、前年度より325万2,000円増の4,445万3,000円を計上させていただきます。一番上の行、住民情報分散処理関係機器等使用料でございますが、これにつきましては昨年度までより増額となっておりますけれども、これと別々に予算措置していた機能分を、来年度またそのシステムを更新しなければならないのですが、それにあわせて統括すると、このシステムを一緒に機能に含んでやっていくということで、若干増額となっておりますが、クラウド化というふうな、例えば他市町村と共同の機器を使用するといえますか、そういったことを想定しておりますして、単純に機能を集積したよりはかなり減額した形で計上させていただいているものでございます。

続きまして、39ページ、19節の負担金、補助及び交付金でございますが、前年度から185万7,000円増の737万3,000円となっております。下から2項目ですが、社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム負担金というふうなことで、ここが前年度より240万2,000円の増となっております。この中間サーバーというものが来年度途中で5年を迎えて更新されるということで、これまでにない額が見込まれておりますが、その更新に当たって増額した負担金を求められていると、377万4,000円を今現在求められているというふうなことでございます。ただ、これは当方ではなくて、これも地方公共団体情報システム機構と、あと総務省になろうかと思いますが、そちらの間で国費がどれだけ投入できるかというのは今後の議論になるというふうなことで聞いております。

続きまして、40ページをお開き願います。ここから済みません、文書広報費になりますけれども、文書広報費の13節の委託料でございます。上から6項目めということでございますが、文書管理システム新元号対応改修業務委託料として20万6,000円を計上させていただきます。ご案内のとおり5月から元号が変わるというふうなことで、それについてのシステム改修費用でございます。

それとあと、次の41ページの一番最初の右側の説明欄をごらんいただきたいと思っております。岩手県CATV連絡協議会負担金12万円ということで、新たに計上

させていただいております。これにつきましては、かるまいテレビを町のほうで制作し、放送しているわけなのですが、県内で同様のケーブルテレビを運営している市町村が協議会をつくりまして、さまざま技術的な研修とか情報共有等を図っているということで、軽米町ではこれまで加入しておりませんでしたけれども、ぜひとも加入して一緒に向上させていただきたいというふうなことで、その協議会の負担金を新規に計上させていただいております。

次に、財産管理費でございますが、そのうちの12節役務費、昨年度より35万6,000円増の924万4,000円を計上しております。1項目め、2項目め、PCB使用蛍光灯安定器取外し手数料とPCB測定分析手数料というもの、28万円と6万6,000円をそれぞれ新規に計上させていただいております。これにつきましては、PCB、ポリ塩化ビフェニルというものだそうなのですが、これの処理を例えば高濃度の変圧器とかコンデンサーのものについては平成34年3月31日まで、蛍光灯についている安定器とか汚染物質等は平成35年3月31日まで、低濃度のものは平成39年3月31日までというふうなことで、必ずそれを処理しなさいと国から示されております。この期限に間に合わせながら、今も調査等を行っているところですが、安定器の取り外し作業、我々が手の届かないところもございますものですから、そういった取り外し手数料とか、あとは高濃度なのか低濃度なのか、そういったものを分析するために、その経費を新規に計上させていただいております。

それとあと、次のページ、15節の工事請負費に110万円を計上させていただいております。これは屋外喫煙所設置工事でございます。平成31年7月1日から公共機関、役場の庁舎等ですが、施設内は完全に禁煙にしなさいというふうなことで、屋内においても建物から煙が出ないような仕組みにしておかないと敷地内でも喫煙できませんよというふうなことになってございます。これに対応して屋外喫煙所を設置するものとして新規に計上しております。

続きまして、45ページをお開きいただきたいと思います……失礼いたしました、46ページをお願いいたします。

〔「どこまで説明させるのですか」「款ごとということでは……」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、今の説明を受けた分について質疑を受け付けます。どなたかございませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 予算書に計上されている内容ではないのですが、かるまいテレビの関係で、議会のほうではかるまいテレビに特別委員会を放送してほしいという陳情があって、それを採択していて、それを実施する議論をしているので

すけれども、私はそれに対しては余り賛成しているわけではないのだけれども。なぜなのかというと、ここでもまいテレビを放送するとなればかなりの委託料の増になるのではないかと私は想定しているわけです。例えばスタッフの関係だとか時間の関係とかということで、その辺のところは逆に言えば当局としては、ぜひやってほしいというふうなことをお話しした場合に、予算の関係がかなりネックになるのではないかなというふうに私は思うわけですけれども、その辺のところを考えたことはありませんか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村委員おっしゃるとおり、特別委員会の放送まで総務課としてちょっと検討したことはございません。ただ、お話のとおり現行のスタッフで対応できるのかどうかということを検討しますと、やはり委託料にも反映されてくるかなということ、まだ具体的にそうなった場合は、幾らかかるのですかというようなのもちょっと確認はとったことがございませんというのが現実でございます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 議会ではそのことについて議論をしているので、いずれはその話がいいとか悪いとかという話の中で町当局のほうに提案という話になるかと思うので、その辺のところは予想して、いいとか悪いとかも含めて検討しておいたほうがいいのではないかなということ、提案させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 42ページ、先ほど説明のあった工事請負費、屋外喫煙所設置工事の110万円ですか。この関係ですが、ちょっと聞き取れなかったものだから、平成何年からそんな感じになるというのは、ちょっともう一回お願い申し上げます。

それから、これはそうなるというのはもう法的にも敷地内はバツですよというような意味合いなのか、それとももう少しやわらかな、みんなの健康を守る、それからみんなに何らかの喫煙をさせないという意味なのか、もう少し具体的に。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） この施設内での禁煙、あるいは敷地内の禁煙につきましては、公共機関の場合は平成31年、ことしの7月1日から全面的に禁煙になるものでございます。努力規定なのか完全に義務化なのかというようなところでございますが、これは義務化と認識しておりまして、私も喫煙しますので、どうなのかというふうなことで確認しましたけれども、いずれそういうことで、改め

てこういった建物を、簡易なものではありますが、設置する必要性があるというふうなことでございます。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） そうすると、予算的にも余り多くありませんので、想定している場所というのはどんなところですか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 金額を見てのとおり、場所としては1カ所を今のところ想定しておりまして、場所の想定はこれからになりますけれども、建てやすさとかそういうのを考えると、旧病院敷地内側のほうの駐車場の建物寄りあたりがいいのかというふうなことで考えております。

〔「わかりやすく」と言う者あり〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 地中熱設備のタンクがございませよね。その付近かなというふうに考えております。旧病院の。

○委員長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） では、今の喫煙所に関して、対象をどちらに絞っているのかなど。町民の人を想定しているのか、職員を想定しているのか。何か今の場所を聞くと職員を中心にものを考えているような気がするのですけれども、多分町民の人というのは下から上がってくると。であれば、大体庁舎玄関の近くが普通想定されるのですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） これにつきましては、職員、町民間問わずに建物は禁煙となるわけですが、ただ私どもも玄関に近いところとか、そういったところは町民の方にしては便利だとは思いますが、ただやはり戸のあけ閉めの際は完全に煙をシャットアウトするのはできないだろうというふうに考えます。そういった場合には、余り近くにあるのはどういうことなのかなというふうなこと。

それとあと、アスファルト舗装なので、それをまた砕いてとなると一定の経費も発するというので、ただ今あそこら辺かなというのは本当にまだまだ現在の詰めていないところですので、それをご理解いただければと思います。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 議員は対象外か。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 2時52分 休憩

午後 2時53分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

中村委員。

○2番（中村正志君） 別な件で。交流の関係は、私も一般質問でもお話しさせていただきました。交流の関係では、音更町の姉妹町以外の姉妹町とか友好都市等については今考えていないというふうな答えをいただきました。ただ、交流というのはいろんな場面で必要な部分、軽米町民の人たちもいろんな人と交流するというのは人づくりの部分でも非常にいい部分があるのではないかと思ったりしているわけですが、特に昨年、町長が前向きなご答弁をちょっとしていたようですけれども、昨年の在京軽米会へ町民の方々も補助をいただいで行かれた方があると。私も昨年参加させていただいたときに、東京に行っている若い人たちも参加させていただいたということは非常に大きな収穫だったのではないかなと。また、何年かぶりでお会いしたということで、軽米の人がいることによって、向こうの人も新たな人が参画したとあって、そういうふうな面では非常にいい補助制度だったのかなと。

ただ、行ってきた人たちに聞くと、結構な大きな補助金の額だったというふうなことで、逆に言えばあれを少し少なくしてもいいから毎年継続するようにしていただければいいのかなというふうなご意見もあったと。そのことによってさらに交流も非常に大きく広がっていくのではないかなというふうに感じるわけです。新聞報道等を見ますと、隣の旧大野村だと常に100人以上の人たちが集まっているというふうに新聞等に出ている。やはり軽米の人たちもそれぐらい集まれるような体制づくりを今後していくこともあっていいのかなと、そのための交流事業等を盛んにしていく一つの動議づけといいますか、そういうふうな補助制、またそのことによって交流が深まったというふうにしていただくことをちょっと希望したいのですけれども。

それとあわせて、2月に八戸郷和会の人たちと我々も一緒に行って交流しているのですけれども、あと久慈のほうにもあるというふうなことも聞いたりします。でも、どちらもいずれ高齢化しているということで、どちらかというとなすぼみの状況だというふうなことも聞いたりしております。その辺のところを何とか盛り上げる手だてをやはり行政としても積極的に働きかけてほしいなというふうなところもあるわけですが、その辺のところ、今回の予算にはないようですけれども、前向きに検討していただいで、途中で補正でも考えていただくような姿勢が欲しいと思うわけですが、その辺についてお考えをお聞かせいただきたい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 在京軽米会の30周年事業につきましては、議員の皆様初め、町あるいは一般の方の参加も呼びかけましたし、あるいは在京軽米会のほうでも若い人たちに盛んに呼びかけていただいて、本当に初めて参加していただいた方も多かったようでございます。ただ、毎年の補助、あるいは制度の創設というのはちょっと財政的な部分、あるいは全体的なことを考えますと、ちょっと今のところなかなか厳しいのかなというのが感想でございます。ただ、郷和会等、あるいは久慈軽米人会につきましては、やはりこちらとしても少しでも支援申し上げたいということで、国内交流費の補助金の中に計上はしているところでございます。今後ちょっとその団体と協議してみたいというふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。山本委員。

○13番（山本幸男君） あわせて盛岡はどうなっていますかというのが第1点。

第2点は、37ページの委託料、ふるさと納税業務代行委託料、全く去年と同じような形だと思うのですが、実績と今回の予算化の関係の説明をいただきたい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 最初に、国内交流の盛岡の関係ですが、最近ちょっと連絡をいただいているというものが実態でございまして、活動されているかどうかというのも把握できていないというものでございます。

続きまして、ふるさと納税の予算でございますが、平成31年度予算の257万2,000円というのは、寄附金を2,000万円と想定いたしまして、その中で専用サイトを利用して納税いただいた方の金額に対する12%プラス消費税分として見ております。2,000万円掛ける12%プラス消費税分というふうなことで考えていただいても、予算上は構いません。

昨年度は1,781万5,000円の寄附金額でございましたけれども、本年度におきましては2月末現在なのですが、これは当方に直接申し出をいただいた方も含めてでございますが、1,815万5,000円の寄附をいただいているところでございます。あと、そのなかでさとふるが1,736万円というふうなことで、実際にさとふるという専用サイトに払う際には、今現在の数字であれば1,736万円掛ける12%プラス消費税が手数料と、委託料となるというふうなことでございます。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） では、実際は幾らかふえているというような想定をしたと理解していいですか。

それから、盛岡の関係については、誰かリーダーが決まっても連絡がとれない、あるいはリーダーでも代表、副代表と、さまざま何かあると思いますが、そ

れらも含めて休止状態というふうな理解でいいですか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） その辺も含めまして、当方でも実態が把握できていない部分ですので、知人等も通じて状況を確認してみたいというふうに思います。

あと、予算なのですけれども、これはやはり本年度の実績を上回った形で寄附金をいただきたいというふうなことで計上しております。ただ、予算額を比較すれば前年度も2,000万円を想定して……前年度といいますか、今年度になりますが、計上させていただいております。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 盛岡にこだわるわけなのですが、例えばチューリップフェスティバル、盛岡の駅前にチューリップを並べるとというのが新聞に載ったり、またさまざまなテレビに映ったりというような感じでやっています。そんなことの効果もまだあるので、そういう団体との交流というか、団体があれば活用したほうがいいのかと、そう思うのですよね。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） その実態をまず把握してから、対応してまいりたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） それでは、どうでしょう、3時になったのですが、どうですか。

○13番（山本幸男君） 終わります。

○2番（中村正志君） 1項の説明して、それで終わったほうがいいのでは……

○委員長（松浦満雄君） それでは、1項の分の各課の説明だけはして、本日は終了したいと思います。

では、税務会計課総括課長、小笠原亨君。

○税務会計課総括課長（小笠原 亨君） ページは41ページになります。3目の会計管理費になります。事業費ですけれども、本年度258万9,000円、前年度248万4,000円、10万5,000円の増になっております。

主な内容ですけれども、特に役務費で、金融機関等の事務取扱手数料や、あとは町税等の自動振替手数料、郵便振替の手数料、それらが142万8,000円になっております。

あと、次の13節委託料ですけれども、指定金融機関事務取扱業務委託料として64万8,000円計上しております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 予算書42ページになります。5目の支所及び出張所費なのですが、現体制と同様の考え方で積算しています。4万6,000円

の増につきましては、小軽米出張所の椅子、テーブル等の購入に充てたいというふうなことで予算計上しております。

あと、6目の交通安全対策費ですが、1節の報酬から19節の負担金、補助及び交付金まで、工事請負費を除きまして昨年と同額の計上になります。

以上です。

[何事か言う者あり]

○委員長（松浦満雄君） では、どうでしょう。ここの1項を終わればいいのですが、質問ありますか。

[「あります」と言う者あり]

○委員長（松浦満雄君） では、中村委員。

[「説明で終わればいいんでねえか」と言う者あり]

◎散会の宣告

○委員長（松浦満雄君） では、そういう意見がございますので、1項の総務課関係分は終わりましたが、それ以外について明日午前10時まで休憩いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後 3時05分）